第十六条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条1の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十七条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十八条　知的財産権

1　両締約国は、投資活動の更なる促進のため、この協定、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している他の国際協定に従い、知的財産権の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を促進する。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する国際協定であって両締約国が締結しているものに基づく締約国の権利を害し、及び当該国際協定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する国際協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

注釈　この協定のいかなる規定も、両締約国について効力を有する国際協定に基づく知的財産権の保護に関し、最恵国待遇を与える義務が当該国際協定に特に規定されており、かつ、適用がある場合には、両締約国が負う当該義務を免れさせるものではない。

第十九条　租税

1　この協定のいかなる規定も、この協定に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第七条1及び3並びに第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関する無差別待遇も、租税に係る課税措置について適用する。

4　第四章の規定は、3の規定の対象となる限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5　(a)　租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十一条の規定を第四章の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b)　投資家は、第二十七条3の規定に基づく通報を行った時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第二十七条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii)　コロンビア共和国については、財務公債大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2　各締約国は、この条に関する事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の連絡部局を指定する。

(a)　日本国については、外務省又はこれに代わる機関

(b)　コロンビア共和国については、商工観光省又はこれに代わる機関

3　委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　投資に関連し、かつ、この協定の対象となる事項であって投資環境の整備に関連するものについて情報を共有し、及び協力を促進すること。

(c)　この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うこと。

(d)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

4　委員会は、この協定の効力発生の後十二箇月以内に会合するものとし、その後は、両締約国の合意により会合する。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会及び5の規定により設置する小委員会は、その任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

7　委員会及び5の規定により設置する小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の区域内の投資環境の整備に関連する事項について、民間部門との共同会合を開催することができる。

8　5の規定により設置する小委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十一条　健康、安全、環境及び労働に関する措置

1　締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の国内措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

2　締約国は、自国の区域内における投資活動が自国の環境法に反しない態様で行われることを確保するため、適当と認める措置を採用し、維持し、又は執行することができる。ただし、その措置がこの協定に反しない場合に限る。